

昭和五十六年六月十二日受領  
答 弁 第 四 九 号

(質問の 四九)

内閣衆質九四第四九号

昭和五十六年六月十二日

内閣総理大臣臨時代理  
国 務 大 臣 中 曾 根 康 弘

衆議院議長 福田 一 殿

衆議院議員瀬長亀次郎君提出日米合同演習によるマスはえなわ漁船の被害事件に関する質問に  
対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員瀬長亀次郎君提出日米合同演習によるマスはえなわ漁船の被害事件に関する質問に対する答弁書

一について

防衛庁が公表した可変深度ソナー（VDS）をえい航中のソ連のカラ級ミサイル巡洋艦の写真は、昭和五十六年五月十五日午前十一時十分ごろ、北海道積丹半島西方約百五十キロメートル（北緯四十三度三十分、東経百三十八度三十分付近）の地点で海上自衛隊のP-2Jが撮影したものであり、公表したのは、この一種類のみである。

当該視認時点において、カラ級ミサイル巡洋艦は、可変深度ソナー（VDS）をえい航して北の方面へ向け左右に方向を変え航行していた。

二について

昭和五十六年五月十五日昼ごろ、海上自衛隊の護衛艦「ひえい」が、訓練海域の北側で、米艦「九八四号」を視認できる距離で航行していたことは事実である。

右答弁する。